

令和8年第2回

君津市農業委員会議事録

令和8年2月4日（水）

令和8年第2回君津市農業委員会議事録

- 日 時 令和8年2月4日（水）午後2時から午後3時5分
- 場 所 君津市役所5階 大会議室
- 招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸
- 議 事
- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 議事録署名委員の指名
 - 日程第 3 議案第 1号から議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第 4 議案第 5号から議案第 6号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第 5 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第 6 議案第 8号から議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第 7 議案第10号から議案第11号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
 - 日程第 8 議案第12号 農地法第3条の規定による買受適格証明の許可申請について
 - 日程第 9 議案第13号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年2月）について
 - 日程第10 議案第14号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について
 - 日程第11 報告第 1号から報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第12号から報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（13名）

1番	内海	孝夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	石和田	勉
8番	重田	弘巳	9番	小泉	春水
10番	齊藤	昇	11番	重田	忠男
12番	長谷川	貢	13番	鈴木	隆
14番	石井	和美			

欠席委員（1名）

4番 小笠原 武男

出席した職員

事務局長	安田	禎則
事務局次長	永畷	一環
主査	占部	和裕
副主査	古市	和也

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 それでは、開会いたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年 第 2 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、4 番、小笠原武男委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

5 番、笹本幸恵委員、6 番、宇野真弘委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 4 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号について説明します。

植畑地先の田 3 筆と畑 1 筆、合計面積 5,808 平方メートルの賃貸借権の設定です。

申請理由ですが、譲渡人は県外在住、高齢により自作できず、譲受人に貸し出すことで維持管理を図りたい。

譲受人は、農業への新規参入を図りたいとしております。

なお、ブルーベリーの栽培を計画しております。

許可基準として、譲受人は新規就農者に当たりますが、提出された営農計画書によれば、既存の農園でブルーベリー栽培の研修を受けた者を農園長として迎え入れ、2 名体制で耕作

を行っていくとしております。

農機具は、耕運機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ210日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
れます。

議案第2号について説明いたします。

植畑地先の田1筆、面積1,456平方メートルの賃貸借権の設定です。

申請理由ですが、譲渡人は市外在住で、管理が大変なため、譲受人に貸し出すことで維持
管理を図る。

譲受人は、農業への新規参入を図りたいとしております。

なお、ブルーベリーの栽培を計画しております。

許可基準として、譲受人は新規就農者に当たりますが、提出された営農計画書によれば、
既存の農園でブルーベリー栽培の研修を受けた者を農園長として迎え入れ、2名体制で耕作
を行っていくとしています。

農機具は、耕運機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ210日と申告しており、資格等については問題ないと思わ
れます。

続きまして、議案第3号について説明します。

長谷川地先の田1筆、面積2,480平方メートルの賃貸借権の設定です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢で、管理が大変なため、貸し出すことで維持管理を図る。

譲受人は、農業への新規参入を図りたいとしております。

なお、ブルーベリーの栽培を計画しております。

許可基準として、譲受人は新規就農者に当たりますが、提出された営農計画書によれば、
既存の農園でブルーベリー栽培の研修を受けた者を農園長として迎え入れ、2名体制で耕作
を行っていくとしております。

農機具は、耕運機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ210日と申告しており、資格等については、問題ないと思
われます。

続きまして、議案第4号について説明いたします。

山本地先の田1筆、753平方メートルを売買により所有権移転をするものであります。

申請理由として、譲渡人は相続を受けたが、市外在住で耕作できないので、譲渡する。

譲受人は、要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万5,000平方メートルを超える経営面積があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、5名で延べ750日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
れます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号について、7番、石和田委員からお願いします。

石和田委員 7番、石和田です。

議案第1号について御説明いたします。

申請理由につきましては、事務局の説明どおりであります。

現地ですが、議案別冊の1ページを御覧ください。

旧秋元小学校裏側先の信号を右折し、1.5キロほど行ったところを左折し、400メートルほ
ど先に申請地はあります。

1月24日に代理人と現地調査を行いました。ブルーベリーの栽培を行うということです。

既に周辺の農地で同様のブルーベリー栽培が行われており、特に問題はないと思われま
すので、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案第2号について、7番、石和田委員からお願いします。

石和田委員 7番、石和田です。

議案第2号について御説明いたします。

申請理由につきましては、事務局の説明どおりであります。

現地ですが、議案別冊の1ページを御覧ください。

旧秋元小学校裏側先の信号を右折し、1.5キロほど行ったところを左折し、300メートルほ
ど先に申請地はあります。

1月24日に代理人と現地確認を行いました。ブルーベリーの栽培を行うとのことです。

既に周辺の農地で同様のブルーベリー栽培が行われており、特に問題はないと思われま
すので、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、議案第3号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

3号議案について説明をいたします。

長谷川地先になります。

申請内容については、先ほど事務局方より説明がありましたそのとおりです。

申請場所のほうですけれども、別冊2ページをお開きください。

地図の左側のほうに小櫃駅があります。小櫃駅から、加茂・飯給方面に行く道を3キロほど行くと、この地図の真ん中に駒建材興業とありますけれども、元駒建材興業、そのところから左に入って、谷津田のほうに入って行く道があります。その道を500メートルほど行くと、左側が現地となります。

現地ですけれども、1月24日、代理人の方と現地でお会いして、いろいろと聞き取りしてきました。現地ですけれども、きれいに管理されている水田でした。その水田に、今後ブルーベリーを植えて、ブルーベリー栽培を始めるということです。既にほかの地区でもブルーベリーを栽培しているということでした。

私が見るに、谷津田のほうですので、隣接する土手とか大きいところがありまして、管理が大変だなと思いましたがけれども、契約内容を聞いたところによると、管理が行き届かなかったり、隣接する農地とトラブル等になった場合、契約を解除するというような内容だそうです。そうしたことから、管理のほうも期待できるのじゃないかと思っております。

こういう内容で、何ら問題ないかと思えます。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 続きまして、議案第4号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 続きまして、第4号議案を説明いたします。

小櫃の山本地先となります。

申請内容につきましては、先ほど事務局方より説明があったそのとおりでございます。

申請場所ですけれども、別冊3ページをお開きください。

地図の真ん中に丸印がありますけれども、ちょっと右側に久留里馬來田バイパスが通っております。これを小櫃駅から馬來田方面に向かって2キロほど行きますと、山本という地先があります。それを左に曲がり、舗装されている農道を真っすぐ小櫃川、この黒くU字になっているところが小櫃川なのですけれども、そちらのほうに向かって左に曲がったところに現地があります。

現地は1月27日、代理人の方と現場を確認してきました。現場は、やっぱりきれいに管理されていて、受け人の方は何年か、数年前から借りて耕作をしているということでした。

今回に当たり、所有権の移転ということで、渡し人のほうは農業をやる予定はないという

ことで、受け人のほうは規模拡大ということでしたので、何ら問題はないかと思えます。

以上、審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議案第1号ないし議案第4号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

議案第1号、2号の方なのですが、ブルーベリーの栽培、新規就農ということですよ。君津市では初めてかもしれないですけども、どこかほかでもやっているのでしょうか。

あとそれと、どこかほかでやっていない場合に、生産されたブルーベリーをこの先どういうふうにしていくのかということが決まっていたら、教えていただきたいと思えます。

事務局 ただいま御質問がございました件でございますが、申し上げます、1号から3号までは今般、同一の関連企業からの申請であります。

まず、受け人に関しましては、恐らく今回が、君津市が初めての箇所だというふうに認識をしております。ブルーベリーをその土地に栽培するに当たって、ある一つの企業がその土地をあっせんして、受け人に紹介をして、それから、収穫したブルーベリーはその会社が買い取るというようなビジネスモデルをしているそうです。

そこに対して、どのような形で受け人の方々がメリットを持ってやるかというところまでは、ごめんなさい、正直調べられませんでしたけれども、その会社が収穫したブルーベリーの販売先というか、買い取って責任を取るというような話で、ホームページで確認しております。

以上です。

笹本委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

ほかに何か御質問、御意見ありますか。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

今回の議案だけではないのですけれども、新規就農した方のその後の聞き取り調査というか、応援というか、様子をうかがう作業を、前回は新規就農の方のとき、ちょっと言ったのですけれども、やはり推進委員か農業委員で定期的に、新規就農した方とかそういう新規参

入した方のところに、その後どうですかというような聞き取りをしたほうがいいのではないかなというのが意見で、実際に富津市や袖ヶ浦市、知り合いがいるので、現にやっているの、君津市もやったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、意見として、ひとつよろしくをお願いします。

議 長 現状はそういうことはしていない。

確かに、新しくやった人がどうなっているかということは、確認したほうがいいような気もする。担当の地域の農業委員、推進委員が確認に行くみたいな。

宇野委員 この前、僕、畑を探すついでに、袖ヶ浦のほうの川原井とか、海寄りじゃなくて山のほうの、推進委員の方が集まる、それもブルーベリーだったと思いますけれども、集まる場所があるから、そこに顔を出さないかと、知り合いの推進委員と農業委員の人に声をかけられて行って、僕は行かないで、集まったその場で挨拶だけしたのですけれども、可能なら。

議 長 事務局のほうと一度考えてみます。ちょっと打合せして、また来月でも回答させてもらいます。

ほかに何か御質問、御意見ありますか。

鈴木委員 何かよく分からないのですけれども、はっきりと答えてもらえませんか。

議 長 今の。要するに、新しく新規就農された方をフォローして、もう一度、この会で承認してからもう一回ぐらい、もう一回というか、その後フォローしたほうがいいんじゃないかというのが宇野委員の御意見なのですけれども。だから、ほかの君津でないところでは、そういうフォローもやっているところがあるということなので、君津の農業委員会としても一度、それを検討しましょうかということ。

皆さんに結局、そういう負担をお願いするような形になるかもしれないですね。一度打合せしてから、来月また皆さんにお話ししようかということ、今お話ししたのですけれども、分かりましたか。

来月、もう一度御案内したいと思いますので。

それでは、それ以外に、ほかに何か御質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決をしたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第5号及び議案第6号

議長 長 日程第4、議案第5号及び議案第6号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 初めに、私からは、議案第5号について説明いたします。

土地の所在は、西猪原地先の田2筆、合計面積1,451平方メートルに営農型の太陽光発電設備のため、使用貸借による区分地上権を設置するものです。

本案件での区分地上権は、農地のおよそ2メートル高に太陽光パネルを設置する空間のことを示します。

申請地には、既に令和5年2月に一時転用許可を受けて太陽光発電設備が設置されており、農地面にはブルーベリーが栽培されています。

今回は、一時転用許可の更新に合わせて申請が提出されたものであり、次に説明をさせていただきます農地法第5条の一時転用許可申請と併せて御審査いただきたいと思っております。

第5号については以上でございます。

事務局 次に、議案第6号について御説明いたします。

同じく西猪原地先の田2筆、合計面積1,451平方メートルのうち0.41平方メートルを地上

権設定により、営農型太陽光発電設備を設置します。

本案件での地上権は、農地に接地する太陽光パネルの支柱部分の面積部分を示します。

先ほどの説明にありましており、令和5年2月26日までの許可を得ていましたが、令和11年2月26日までの計画変更申請がなされました。

これまでに周辺農地に対する影響や被害はなく、期間延長は特に問題ないと思われま
す。
以上です。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第5号及び議案第6号について、8番、重田弘巳委員から願います。

重田（弘）委員 8番、重田です。

議案第5号、議案第6号について御説明申し上げます。

申請理由につきましては、ただいま事務局に説明をいただいたとおりでございます。

現地でございますけれども、議案別冊の4ページを御覧いただきたいと思いま
す。

県道92号君津鴨川線を小糸方面から房総スカイライン入口方面に向かう途中右側に、消防
19分団機庫が見えてまいりますけれども、それを通り過ぎまして、1つ目の信号を右折して
300メートルぐらい進んでいって、そこをさらに右折をすると、100メートルぐらいの左側に
本件の申請地がございます。

先ほど事務局の説明のとおりですけれども、営農型太陽光発電設置のために、令和5年2
月27日付で、3条申請による新規に区分地上権の許可を既に得ております。その期間延長
をするための申請です。あわせて、同日付で5条申請により許可を得て、あるいは一部転用
を伴う地上権も期間延長するということでございます。

1月24日に申請人の代理人と現地確認を行いました。当初の計画どおり、太陽光発電設
備の下にブルーベリーが栽培されておまして、丁重な管理がされておりました。また、近
隣の農地への影響もないというようなことでございます。

本件申請の3条の区分地上権の設定及び第5条の一時転用期間延長に関しまして、何ら問
題ないと思われまますので、よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

以上です。

議 長 ただいま、議案第5号及び議案第6号について、事務局説明並びに現地調査報告が
終わりました。

質問、意見等がありましたら、願います。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第5号 農地法第3条による区分地上権の設定について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による営農型太陽光発電への一時転用について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

◎議案第7号

議長 長 日程第5、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

上地先の田1筆、911平方メートルのうち423平方メートルを事務所、駐車場及び資材置場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請人は、隣接する事業所が事業を拡大することに伴い、プレハブ構造の事務所を整備し、また資材の増加により、資材置場及び駐車場として使用するものです。

埋立てはせず、整地のみを実施します。生活排水等はありません。雨水は敷地内自然浸透となります。

施工後は敷地周辺に柵を設置し、ほこり等が周辺に飛散しないように配慮し、近隣住民に迷惑を及ぼさないよう管理します。

以上です。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第7号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

議案番号7番について説明いたします。

申請内容については事務局の説明のとおりです。

申請場所は別冊5ページを御覧ください。

地図左手中央にセブンイレブンとあります。右手側へと延びている道が房総スカイラインです。その中央の丸枠にファミリーマートがあります。その道路を挟んだ正面が現地となります。

1月28日午後1時半頃、現地で義務者、権利者と聞き取りをいたしました。以前より資材置場、駐車場が手狭になっていたということで、申請場所にしたいということで上がってきた案件となりました。

特に問題はないと思われまます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、議案第7号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

◎議案第8号及び議案第9号

議長 日程第6、議案第8号及び議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

川谷地先の田1筆、面積1,750平方メートルを所有権移転により、太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。申請地に太陽光パネル160枚を設置したいとのことです。

敷地は、一部高低差を少なくするための整地工事は行いますが、埋立て等を行いません。用水はありません。雑排水もありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

工事中は、道路への出入りの際は誘導員による安全確保を行います。隣接する農地は北側と東側にあります。メッシュ状のフェンスを設置し、周囲の農地に影響が出ないようにします。

続きまして、議案第9号について御説明いたします。

蔵玉地先の畑1筆、1,371平方メートルを所有権移転により、太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。申請地に太陽光パネル152枚を設置したいとのことです。

敷地は、一部高低差を少なくするための整地工事は行いますが、埋立て等を行いません。用水はありません。雑排水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

工事中は、道路への出入りの際は誘導員による安全確保を行います。隣接する農地は西側、東側、南側にあります。メッシュ状のフェンスを設置し、周囲の農地に影響が出ないようにします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第8号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊6ページを見ていただきたいと思うのですが、これだとあまりよく分からないのですが、久留里の駅のほうから、県道の久留里大多喜線のところ、久留里の町なかから約5キロ行ったところの竹虎という工場があります。その先を右折しまして、そこから1キロぐらい行ったところになります。

1月21日、譲受人の社員と現地の確認を行いました。譲渡人は休耕地で耕作できないということで、譲渡したいというふうなことでした。

周りの農地も休耕中で、不許可の要件に当たるものはないと思われまます。特に問題ないと思われまますので、御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第9号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号9番につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の7ページを御覧いただきたいと思っております。

国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かい、6キロメートルほど進むと、蔵玉トンネルがあります。その手前約100メートルを右に進むと旧道になっていまして、その旧道を50メートルぐらい進みますと、昔の蔵玉小学校、これの入口があります。その坂を上っていったところが蔵玉小学校になるわけですけれども、その上り詰めたところに小学校と体育館がありまして、体育館の裏側が申請地となっております。

ちょっと高台の畑であり、草刈り等はしてありましたが、譲渡人は相続したが耕作できないとのことで、今回の太陽光発電施設ということなのです。

1月27日に、代理人の方と現地確認をいたしました。近隣農地等につきましても特に問題はないと思っておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、議案第8号及び議案第9号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

◎議案第10号及び議案第11号

議長 日程第7、議案第10号及び議案第11号 農地法第5条の規定による事業計画変更許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号ないし議案第11号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

笹地先の田3筆、面積1,847平方メートルを、引き続き市立公園の観光用駐車場として使用するための許可期間延長に係る計画変更です。

観光用駐車場として、令和8年3月31日まで許可を得ていましたが、令和9年3月31日まで1年間の計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまでも被害の報告もなく、面積に変更もないため、問題ないと思われま

す。

議長 ただいま、議案第10号及び議案第11号について、事務局説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

◎議案第12号

議長 日程第8、議案第12号 農地法第3条の規定による買受適格証明の許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号について説明いたします。

三直地先の畑2筆、合計面積1,561平方メートルの農地が今般、公売入札に付されました。この入札に参加しようとする者は、当該地農業委員会の買受適格証明を得る必要があります。

今回、議案書記載の申請人より、買受適格証明願が提出されたものであります。

申請者は法人であります。昨年7月に農地法第3条許可を得て、中島地先の農地を取得し、ブルーベリーの栽培を行う農地保有適格法人であります。今回提出された営農計画書においても、ブルーベリーの栽培を行うとしております。

中島地先における耕作状況は良好で、周辺農地に対する被害の報告等もなく、買受適格証明書を交付することに特に問題はないと思われまます。

また、この買受適格証明書を交付された者が当該公売の落札者となり、農地法第3条の許可申請があった場合には、この証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可する旨の附帯決議を併せて採決をお願いするものであります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第12号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案第12号について御説明いたします。

本案件は公売物件であり、内容につきましては、ただいま事務局の説明どおりであります。場所につきましては、9ページを御覧ください。

三直文化ホールから北に向かいまして700メートル、八雲神社の近辺に位置します。

畑2筆ですが、現在耕作されておられません。草刈り等の維持管理は行われております。

申請者は、ここにブルーベリーを栽培したいとのことで、実績として、昨年5月、中島地先の農地を取得し、ブルーベリー栽培を行っております。

中島の現地に出向き、栽培状況を確認しましたが、よく管理されており、生育状況も良好でありました。

よって、申請者は適格者としての要件を満たすものと考えますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、議案第12号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

生育状況は良好ということですが、ちゃんと販売できて、収入収支が立っているのでしょうか。

事務局 本件に関しましては、そこまでの確認は取れておりません。内海農業委員と私と一緒に現場を見たところ、ブルーベリーの育成状況については良好だということで、今般、新たな農地を取得しても大丈夫かなというところで判断させてもらったということです。

以上です。

宇野委員 収入がなくて作るだけで、その後、運営ができていくのかどうか、ちょっと不安なところがあるのですけれども。

事務局 この3条の許可申請の中で、現状の経営状況についての特に判断というのは、今回はされていないということです。申し上げたとおり、昨年の許可を取って、育成を始めたばかりですので、現状としては、その確認はまだという話です。

宇野委員 それは取る必要がないのですか。

事務局 3条申請の許可要件の中に、いわゆる経営状況については審査の対象となっていないです。それは、例えば一般の方の、例えば認定農業者の皆さんについてもそうですし、農業委員会の中では、それは審査の対象になっていないというところでございます。

宇野委員 分かりました。

議 長 さっきの就農と同じで、その後、確認に行くみたいな内容ができるかどうか。

宇野委員 何か許可したらほったらかしで。

事務局 追加で説明させていただきますけれども、先ほど申しあげましたように、農地保有適格法人というのは、いわゆる法人が農地を取得している法人については、毎年、事業年度の会計年度の終わった6か月以内に報告書を提出していただくことになっていまして、そこで確認することは可能です。

それから、先ほどのブルーベリーの件のように、賃貸で農地を耕作する場合には、そこまでの制限はなく、先ほど齊藤委員に御説明いただきましたけれども、もし契約どおりに耕作、維持管理ができない場合は、農地の貸し借りを解除するという特約をつけた契約書があれば、法人であっても農地を借り受けることができるというふうになっています。

以上です。

齊藤委員 ブルーベリー等は、植えた次の年から収穫ができるということはないですから、難

しいところがありますよね。やっぱり5年ぐらいかかるでしょう、あれは。

事務局 はい。

宇野委員 でも、ほかの場所でやっているという話じゃないですか、何年も。

齊藤委員 だから、先にやったところは収穫できて、収入が。

宇野委員 モデルができていからこそ広げるんですよね、きっと。

議長 だから、ちゃんと栽培しているかどうか、少なくとも確認できる。

齊藤委員 栽培して管理しているか確認。

議長 それを半年なり1年なりで、1回ぐらいでも確認に行くかどうかということ、新規就農の場合には再確認したほうがいいかなという気はしますよね。ちょっとそこら辺考えさせてもらって、それも含めて。

今回は、今のところ問題なく栽培しているということなので、このままとしたいと思いますが、いかがでしょうか。皆さんの意見を聞きたいと思いますので、それでは、それはまた、そういう新規就農のことも含めて、次回の総会で御案内したいと思います。

議案第12号について採決をしたいと思います。

議案第12号について、農地法第3条の規定に基づく農地の買受適格証明を交付することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、農地の買受適格証明を交付することと決定いたします。

先ほど話がありましたが、本証明書の交付を受けた者が落札者となり、農地法第3条の許可申請がなされた場合、本証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、許可する旨の附帯決議をしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、本証明書の交付を受けた者が落札者となり、農地法第3条の許可申請がなされた場合、本証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、許可することに決定いたします。

◎議案第13号

議長 日程第9、議案第13号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年2月）についてを議題といたします。

なお、議案第13号につきましては、1番、内海孝夫委員、11番、重田忠男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(1番 内海孝夫委員、11番 重田忠男委員 退室)

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案について説明します。

このたび君津市長より、農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

お手元の議案書9ページをお開きください。

今回、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が5件、田21筆、契約面積は3万1,280平方メートル、小糸地区が4件、田11筆、契約面積は1万5,094平方メートル、小櫃地区が2件、田13筆、契約面積は1万816平方メートル。

次に、機構・受け手間契約につきましては、小櫃地区で6件、田4筆、契約面積は2,437平方メートル、畑22筆、契約面積は1万2,193平方メートルとなっております。

個別の案件につきましては、議案書の10ページから19ページに記載されております。

なお、今回の農用地利用集積等促進計画案の策定に当たりまして、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可基準要件を満たすと判断しているとのことでございます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第13号について、意見はないものと決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は、意見はないものとして、市長に回答いたします。

ここで、内海、重田委員の入室を求めます。

(1番 内海孝夫委員、11番 重田忠男委員 入室)

◎議案第14号

議長 日程第10、議案第14号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

君津市長から、農業経営基盤強化促進計画の変更案について意見を求められております。変更の区域は全地区です。変更の内容は、目標地図に位置づける農地及び農業を担う者、耕作者の変更です。

計画の変更概要につきまして御説明します。

議案書その2の1ページを御覧ください。

君津地区の3、計画の変更概要（1）対象となる農地面積及び筆数について、対象となる農地が、689万6,800平方メートル、9,068筆から、685万1,500平方メートル、9,019筆となります。農業外の利用の主な目的としては、社屋、整備工場棟の設置が計画されているところからです。

（2）目標地図に位置づける農業を担う者につきましては、373名、341万2,800平方メートルから、379名、344万7,700平方メートルとなります。変更の主な理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

24ページを御覧ください。

小糸地区の3、計画の変更概要、（1）対象となる農地面積及び筆数について、対象となる農地が、718万9,000平方メートル、8,385筆から、717万6,200平方メートル、8,369筆となります。農業外の利用目的としては、県道拡幅が計画されたことからであります。

（2）目標地図に位置づける農業を担う者、365名、344万3,300平方メートルから、364名、345万7,800平方メートルとなります。主な変更理由としては、新たに貸借する面積が増えたことからです。

44ページを御覧ください。

清和地区の3、計画の変更概要、（1）対象となる農地面積及び筆数について、対象となる農地が、413万3,400平方メートル、6,767筆から、412万9,500平方メートル、6,760筆となります。農業外の利用目的としては、太陽光発電施設が計画されたことからです。

（2）目標地図に位置づける農業を担う者、221名、115万1,000平方メートルから、226名、

120万7,800平方メートルとなります。変更の主な理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

60ページを御覧ください。

小櫃1の3、計画の変更概要、(1)対象となる農地面積及び筆数について、対象となる農地が、407万6,600平方メートル、5,474筆から、407万5,900平方メートル、5,473筆となります。農業外の利用目的としては専用住宅が計画されたことからです。

(2)目標地図に位置づける農業を担う者、268名、298万1,200平方メートルから、269名、301万3,000平方メートルとなります。変更の主な理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

81ページを御覧ください。

小櫃2の3、計画の変更概要、(1)対象となる農地面積及び筆数について、変更はありません。

(2)目標地図に位置づける農業を担う者、252名、239万6,300平方メートルから、251名、246万1,000平方メートルとなります。変更の主な理由としては、新たに貸借する面積が増えたことからであります。

104ページを御覧ください。

上総地区の3、計画の変更概要、(1)対象となる農地面積及び筆数について、対象となる農地が、992万3,900平方メートル、1万8,362筆から、991万9,500平方メートル、1万8,358筆となります。農業外の利用の主な目的としては、太陽光発電施設等が計画されたことからです。

(2)目標地図に位置づける農業を担う者、533名、223万200平方メートルから、540名、224万9,200平方メートルとなります。変更の理由としては、新たに貸借する農業者が増えたことからです。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号について、意見はないものと決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案について意見はないものとして、市長に回答いたします。

◎報告第1号ないし報告第15号

議 長 日程第11、報告第1号ないし第15号について、報告第1号ないし第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第12号ないし第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第15号について、質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、報告第1号ないし第15号を終わります。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年第2回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和8年第3回農業委員会総会は、令和8年3月3日火曜日に市役所6階災害対策室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後3時5分)